

公告都第千六百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年三月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 施行者の名称

福島県

二 都市計画事業の種類及び名称

昭和五十八年建設省告示第千二百八十八号 県北都市計画下水道事業阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）

三 事業施行期間

自 昭和五十八年七月十五日

至 平成三十四年三月三十一日

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし